

東村 国民健康保険加入者のみなさまへ

マイナ保険証を持っていない人へ

「資格確認書」を交付します

「資格確認書」とは

マイナンバーカード（個人番号カード）の保険証利用申し込みをしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。

保険証利用を申し込んだマイナンバーカードを「マイナ保険証」といいます。

- ✓ 氏名、被保険者記号、番号、生年月日などが記載されています。
- ✓ 有効期限は、福祉保健課 国保担当が設定します。
- ✓ 有効期限が終了した際は更新されます。

「資格確認書」を交付する人

- マイナ保険証を持っていないひと
 - ・ マイナンバーカードを持っていない人
 - ・ マイナンバーカードを持っているが、保険証利用の申し込みをしていない人
 - ・ マイナンバーカードの保険証利用の登録を解除した人
 - ・ マイナンバーカードの電子証明書の更新をしなかった人
 - ・ マイナンバーカードを返納した人
 - ・ マイナ保険証を持っているが、要介護高齢者、障がい者などでマイナ保険証での受診が難しい人（申請により交付）

「資格確認書」を交付するとき

- 新規に国民健康保険加入者資格を取得したとき
- 70歳以上の人で、負担割合が変更になったとき

「資格確認書」で医療を受けることができます

医療機関の窓口で「資格確認書」を提示すれば、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

